

山梨県議員の 定数と選挙区の一部が変わりました

議員一人当たりの人口の最大格差の縮小や地域の特性を考慮し、「山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（H29.12.8公布）を一部改正したことにより、次のとおりとなりました。

西八代郡 1人
南巨摩郡 2人
甲州市 2人

} ⇒ 西八代郡・南巨摩郡 3人
⇒ 1人



議員定数：38人⇒37人